

各位

## 外国送金取引（仕向送金・被仕向送金）についてのお願い

平素はきのくに信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、「外国為替及び外国貿易法」、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、「米国 OFAC 規制」など、本邦及び各国関連法令・規制に基づく「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与防止対策」への対応が世界的に重要となってきた観点から、お客様との外国送金取引におきましてはお取引内容のご説明や確認書面のご提示をお願いしております。また、ご提示いただきました各書類につきましては、原則写しをいただきます。

お取組みする外国送金の内容によっては、確認書面のご提示やご説明をいただいた場合でも、ご送金・お受け取りをお断りさせていただく場合がございます。また、追加の確認等のため、通常よりお手続きのお時間をいただく場合がございますので、予めご理解の程お願い申し上げます。

### 記

	外国への送金（仕向送金）	外国からの送金の受け取り（被仕向送金）
当金庫ではお取扱いできないお取引	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現金による外国送金取引</li> <li>・外為法に基づく規制や米国 OFAC 規制等に該当する場合</li> <li>・適法等が確認できない場合</li> <li>・当金庫で取扱いを行っていない通貨によるお取引（※）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外為法に基づく規制や米国 OFAC 規制等に該当する場合</li> <li>・適法等が確認できない場合</li> <li>・当金庫で取扱いを行っていない通貨によるお取引（※）</li> </ul>
お取扱いにあたりご提示していただく書類等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類（運転免許証や在留カード等の顔写真付き書類）</li> <li>・送金資金の原資について証明する書類（他行通帳、給与明細等）</li> <li>・送金目的および取引相手方との関係性を確認できる書類（インボイス、船荷証券、輸出許可通知書、売買契約書、請求書等）</li> </ul>	
その他	個人のお客様の場合、マイナンバーを確認できる書類（個人番号カード、通知カード、個人番号記載のある住民票）のご提示をお願いします。	

※当金庫で取扱いを行っている通貨

アメリカ・ドル、スターリング・ポンド、カナダ・ドル、シンガポール・ドル、香港・ドル、オーストラリア・ドル、ニュージーランド・ドル、スイス・フラン、ユーロ、日本円

（注）必要に応じご提示していただく書類を追加する場合がございます。

以上

お問い合わせ先  
 資金運用部 外国為替課  
 TEL：073-432-5000（代表）